

## 研究ノート

# 清海鎮大使張保臯と在唐新羅人居留地の關係について

## — 泗州漣水県を中心に —

萩原 史明

### 一、はじめに

古代東アジアの歴史を考える上で九世紀という時代は一つの転換期である。九世紀は、唐では七五五年の安史の乱以降節度使が割拠し、新羅においては王位を巡る争いが続く混乱の時代である。唐や新羅の政治的衰退は中央政府の地方への統制力の弛緩を生じさせ、東アジアにおける国際的な海上交易の発展を促した。それにより、東アジア諸国により交流が統制されていた時代には見られなかったような諸地域間の多様な交流が展開されるようになる。その九世紀東アジアにおいて新たな交流の時代の扉を開いたの

は新羅人であった。新羅人は唐の山東から江蘇にかけての沿海地域に広く居留地がおかれ貿易業を中心に活動していた。中でも在唐新羅人張保臯は、新羅帰国後に海賊の取り締まりを訴えて海上交通の要衝である莞島に清海鎮の設置を認められ清海鎮大使となり、唐・新羅・日本の三国間貿易を展開し台頭したことが知られる。

九世紀東アジアに新たな交易の担い手として台頭した新羅人たちは『入唐求法巡礼行記』（以下『行記』）の研究にもなつて注目され、多くの研究がなされてきた。<sup>1)</sup>しかし、その多くは張保臯の交易活動に注目したものであり、張保臯を直接の対象として扱った研究は少ない。張保臯の

台頭を直接のテーマとして扱ったものとしては蒲生京子氏の研究があげられる。<sup>2)</sup> 蒲生氏は張保臯を新羅史の立場から評価することを課題とし、張保臯の台頭から暗殺までの行跡をたどりつつ詳細に検討されている。そして、張保臯台頭の要因として、在唐新羅人組織と密接な關係をもった海上勢力を基盤とした、交易活動による財力の蓄積があったことを指摘する。この点については、その後の諸研究も含めて先学の見解の一致するところである。しかし、張保臯と在唐新羅人との關係性についてはいささか漠然とした感が否めず、十分に明らかにされてきたとはいえないのが現状である。張保臯と在唐新羅人の關係性を理解し、張保臯の台頭において在唐新羅人が果たした歴史的役割を明らかにするためには、唐における新羅人居留地の視点から再検討することが必要ではないかと思われる。本稿では、新羅人居留地に注目し、特にこれまで取り上げられることの少なかつた泗州漣水県の「新羅坊」を中心に、張保臯との關係性を考えてみたいと思う。

## 二、唐における新羅人居留地について

唐における新羅人の居留地は、山東から江蘇にかけての沿海地域に広がっていた。特に、登州文登県には山東地

域の新羅人戸の管理を行う「勾当新羅所」が置かれ、山東の在唐新羅人社会の中心的な役割を担っていた。また、楚州山陽県と泗州漣水県には「新羅坊」が置かれていたことが知られる。「新羅坊」では、新羅人の中から選ばれた者が惣管として新羅人の管理を任されていた。この「新羅坊」は、唐代に南方の広州等に設けられていたイスラム教徒の「蕃坊」と類似するもので、ある程度の自治を認められていたようである。<sup>3)</sup>

『行記』には、これら新羅人居留地が互いに緊密に結ばれている様子が記されている。なかでも登州文登県と楚州山陽県は、在唐新羅人社会のネットワークの基点となっていたことが指摘されている。赤山村は新羅と唐を結ぶ港としての役割をもち、交易船や使節がここを基点として往来していた。また、楚州は淮河と運河とを結ぶ経済的・軍事的な要衝であり、山東と揚州などの南方の貿易港をつなぐ基点であった。楚州に隣接する泗州漣水県は、淮河下流の北岸に位置し、西南に六〇里で楚州山陽県、北に一四〇里で運河を介して海につながりやはり水運と海運の要衝であった。新羅人居留地が置かれた地域はいずれも交通の要衝であり、在唐新羅人のなかには交易に携わるものが多かったものとみられている。<sup>4)</sup>

張保臯の清海鎮と新羅人居留地の關係がもつともよくう



図1 『入唐求法巡礼行記 1』 平凡社 1970 より抜粋

かがわれるのは山東である。山東半島の突端に位置する赤山村には張保臯によって赤山法花院が建立されており、山東の在唐新羅人の信仰の中心としての性格をもっていた。また『行記』には、赤山村を基点として張保臯の交易船が

往来する様子が記されており、張保臯の貿易における重要な拠点としての役割を担っていたとみられる。<sup>⑤</sup>では、山東以外の新羅人居留地についてはどうだろうか。意外ではあるが、『行記』には在唐新羅人に関わる多くの記事が載せられているにもかかわらず、張保臯と山東以外の在唐新羅人居留地との関係を示す記述は非常に少ない。山東における張保臯の存在感が大きなものであるのに比べて、張保臯との直接的な関係性がうかがえないのである。その点が、張保臯と在唐新羅人の関係を捉えるうえで漠然とした印象をうける要因となっている。しかしながら、泗州漣水県に注目すると、張保臯および清海鎮との関わりが一端をうかがい知ることができる。

記事が載せられているにもかかわらず、張保臯と山東以外の在唐新羅人居留地との関係を示す記述は非常に少ない。山東における張保臯の存在感が大きなものであるのに比べて、張保臯との直接的な関係性がうかがえないのである。その点が、張保臯と在唐新羅人の関係を捉えるうえで漠然とした印象をうける要因となっている。しかしながら、泗州漣水県に注目すると、張保臯および清海鎮との関わりが一端をうかがい知ることができる。

清海鎮大使張保阜と在唐新羅人居留地の關係について——泗州漣水県を中心に——（萩原）

### 三、張保阜と泗州漣水県

張保阜と泗州漣水県の新羅人居留地との關係を検討する手がかりとして、円仁の書状をとりあげる。

『行記』開成五（八四〇）年二月一七日条には、円仁が崔暲と張保阜へ宛てた書状が記されている。

十七日。為与崔押衙留狀一封、囑着院家。兼以書一封、同贈張大使。其狀如左。披展改歲、德音希聞。勤積増深。春景已暄。伏惟押衙尊躰康裕。即此円仁蒙恩、隔以雲程、不獲覲謁。瞻囑日深、欽詠何喻。円仁留住山院、多幸過年。厚蒙衆僧仁德、殊慰旅情。斯乃押衙慈造矣。庇蔭広遠、豈以微身能酬答乎。深銘心骨、但增感媿。先蒙芳旨、開春、從漣水、專使賜船、送達淮南者。近聞臺山靈跡、不任追慕。円仁本意、專尋尺教。幸聞聖境、何得不赴。緣有此願、先向臺岳。既違誠約、言事不諧、深愧高情。還恐所遣使人、空致劬勞、莫賜怪責。求法已後、却歸赤山。從清海鎮、転向本国。伏望參張大使、具陳事情。円仁却迴、略計明年秋月。若有彼方人船往來、請垂高命、特令尋看。僧等帰郷、專憑鴻救。不任勤仰之至。謹留空狀代申。不宣。謹狀。

開成五年二月十七日

日本国求法僧伝燈法師位円仁

崔押衙 伝者

南判官。尊躰万福。雖未接奉、先已蒙知聞。宛如面覲。伏惟、照悉事情同前、請、莫厭棄。緣懷無紙、不別書狀。垂恕幸甚。謹空。

生年未祇奉。久承高風、伏増欽仰。仲春已暄。伏惟大使尊躰、動止万福。即此円仁遙蒙仁德。無任勤仰。円仁為果旧情、淹滯唐境。微身多幸、留遊大使本願之地。感慶之外、難以喻言。円仁辭郷之時、伏蒙筑前大守寄書一封、転獻大使。忽遇船沈淺海、漂失資物。所付書札、随波沈落。悵悵之情、無日不積。伏冀莫賜怪責。祇奉未期、但増馳結不情。謹奉狀起居。不宣。謹狀。

開成五年二月十七日

日本国求法僧伝燈法師位円仁狀上

清海鎮大使 麾下謹空

『行記』卷二、開成五（八四〇）年二月一七日条（崔暲（崔押衙）は張保阜の清海鎮につながる新羅人で、「大唐売物使」という肩書で張保阜の交易船を率いていた人物であり、「兵馬使」や「押衙」の肩書も兼ねていることから清海鎮の組織の中である程度の立場にあったものと思われる。書状の内容をみると、円仁は崔暲との間に、「開春に漣水より專使をもつて船を賜り淮南に送達せん」とい

う「誠約」をしていることがみえる。この書状の日付が開成五（八四〇）年二月一七日なので、この誠約はそれ以前にかわされたことになる。開成四（八三九）年六月二八日条には赤山法花院に滞在する円仁のもとに崔暈が慰問に訪れたことが記されており、この時に誠約が交わされたのだらう。しかし、円仁はこの誠約を違えて崔暈に新たな依頼をする。その内容は、「求法の後は、赤山にもどり帰り、清海鎮より転じて本国に向わんとす。伏して望むらくは、張大使に参じて、具に事情を陳べられんことを。円仁の却廻は、はかるに明年の秋月ならんか。もし彼方に人船の往来有らば、請うらくば高命を垂れて特に尋ね看せしめられんことを。僧らの帰郷は専ら鴻き救いに憑れり。」とあり、求法の後に赤山より清海鎮を経由して本国に帰郷するため、明年の秋に人船を取り計らうことを依頼するものであった。この円仁の書状については、開成四年七月二十三日条からより詳しい状況がうかがわれる。

廿三日。早朝。山頭望見泊船処、九隻船並不見。便知夜頭同発。西北風吹。赤山東北隔海去百許里、遙見山。喚為青山。三峯竝連、遙不炳然。此乃秦始皇於海上修橋之処。始皇又於此山、向東見蓬萊山、瀛山、胡山。便於此死。其時麻鞋今見在矣。見旧老説、便得知之。三僧為向天台、忘帰国之意、留在赤山院。毎問行

李。向南去、道路絶遠。聞尊、向北巡礼有五臺山。去此二千余里。計南遠北近。又聞有天台宗和尚法号志遠、文鑿座主。兼天台玄素座主之弟子。今在五臺山修法花三昧、伝天台教迹。北臺在宋谷蘭若。先修法花三昧、得道。近代有進禪師。楚州龍興寺僧也。持涅槃經一部入臺山。志遠禪師迎受法花三昧。入道場求普賢。在院行道、得見大聖。如今廿年来也。依新羅僧聖林和尚口説記之。此僧入五臺及長安遊行、得廿年、来此山院。語話之次、常聞臺山聖跡、甚有奇特。深喜近於聖境。暫休向天台之議、更発入五臺之意。仍改先意。便擬山院過冬、到春遊行巡礼臺山。

〔「行記」卷二、開成四年七月二三日条〕

赤山浦に停留していた承和遣唐使の帰国船団は前日の夜に出港するが、円仁はその帰国船には乗らず赤山法花院に留まることになる。円仁はその時の心境を、「三僧は天台に向かわんがため帰国の意を忘れ、留まりて赤山院に在り。」と記しており、円仁は天台山への巡礼を目指して赤山法花院に留まったことが確認できる。しかし、同条には円仁がその意を変えたことが記されている。円仁は、新羅僧の聖林和尚に天台山への旅程について問い、「南に向かい去るは道路はなはだ遠し」、「北に向かいて巡礼すれば五臺山あり、ここを去ること二千余里。計るに南は遠く北は近し」

清海鎮大使張保臯と在唐新羅人居留地の關係について―泗州漣水県を中心に―（萩原）

という話を聞く。さらに、五臺山について「天台宗の和尚の法号を志遠、文鑒といえる座主あり。兼ねて天台の玄素座主の弟子なり。いま五臺山にありて、法華三昧を修め、天台の教迹を伝える。」などと、聞くにおよんで、円仁は「しばらく天台に向かうの議を休め、更に五臺に入るの意を発す。よりて先意を改め、すなわち山院にて冬を過ごし、春に至りて遊行し、臺山を巡礼せんと擬す。」と、天台山を巡礼する計画を変更して五臺山を巡礼することにその意を改めたことがみえる。円仁が赤山法法院で崔暈の慰問を受けたおおよそ一カ月後のことである。

先にあげた崔暈宛ての書状には、「幸にも聖境のことを聞く、何ぞ赴かざるをえんや。この願あるによりて、まず臺山に向かわんとす。すでに誠約に違ひ、言と事とはかなわず。深く高い情に愧じまつる。恐らくは遣わすところの使人が空しく労苦を致さんことを。」とあり、円仁が五臺山を巡礼することにしたため、誠約を違えて崔暈の使いの者が徒勞に終わることを危惧していることがみえるが、これは円仁が天台山巡礼から五臺山巡礼にその計画を変更したことについていっているのである。

これらの記事を踏まえると、円仁が開成四（八三九）年六月二八日に赤山法法院で崔暈の慰問を受けた際に取り交わした誠約とは、天台山巡礼を念頭に置いて、春に漣水

より使いを出して船で円仁を淮南まで送達するというものであり、『行記』開成五（八四〇）年二月一七日条の崔暈へ宛てた円仁の書状は、天台山巡礼から五臺山巡礼へと計画を変更した円仁が、あらたに翌年の秋に赤山から清海鎮を経由して本国に送達してもらうための帰国船の便宜を依頼するものであったということになる。

ここで二点に注目したい。ひとつは、崔暈という人物である。円仁と崔暈とのやり取りをみると、崔暈が船の手配に関してかなり融通の利く立場にあったことがわかる。これは、崔暈が張保臯の「大唐売物使」という立場にあつたことと無関係ではないだろう。書状において、円仁は「伏して望むらくは、張大使に参り、具に事情を陳べん」と記している。この「張大使」は文脈から「清海鎮大使張保臯」を指しているとみて間違いないので、円仁は本国への帰路において張保臯への面会を望んでいることを崔暈に伝えていることになる。また、円仁が崔暈への書状とともに張保臯にも書状をしたためていることを考えると、円仁は船の手配に関して張保臯の存在を強く意識していることがわかる。これは、円仁が崔暈を通じ清海鎮の張保臯に対して船の便宜を依頼していることを示しているとみてよいだろう。

もうひとつ注目すべき点は、崔暈と漣水県の関係であ

る。円仁と崔暈との間には「漣水」より使いを出して円仁を淮南に送達するという誠約があつたわけだが、この「漣水」とは、泗州漣水県を指すものと思われる。先にふれたように、泗州漣水県には「新羅坊」が置かれており交通の要衝であつた。これは崔暈が泗州漣水県の「新羅坊」に対して影響力を持っていたことを示唆するものと思われる。崔暈と漣水県の関係は他の記事からもうかがうことができ。『行記』会昌五年（八四五）七月九日条には、崔暈が「国難」から逃れて漣水県の「新羅坊」に身を置いていたことがみえる。

九日。齋時、到漣水県。県属泗。縁楚州訳語有書、付送漣水郷人、所囑令安存。兼計会留鉤之事。仍到県、先入新羅坊。坊人相見、心不慙慙。就惣管等苦覓識認。每事難為。遇崔暈第十二郎。曾為清海鎮兵馬使。在登州赤山院時、一度相見、便書名留期云、和上求法帰国之時、事須將此名紙到漣水。暈百計相送、同往日本。相期之後、其人又歸到新羅、遇国難、逃至漣水住。今見便識、情分不疏。竭力謀停住之事、苦覓識認。管等俛仰計之。仍作状入県見長官、請停泊当県新羅坊内、覓船帰国。

（『行記』卷四、会昌五年（八四五）七月九日条）

帰国船を求めていた円仁は漣水県の「新羅坊」をおと

史苑（第七三卷第二号）

ずれ、そこで六年ぶりに崔暈と再会することになる。注目したいのは、崔暈が漣水県の「新羅坊」に身を置いていた事情である。記事によれば崔暈は新羅の「国難」にあり、逃げて漣水県の「新羅坊」に身を置いていたという。この「国難」については、八四一年一月に張保臯が暗殺されたことともなる新羅国内の混乱を指すものとみられる。張保臯が暗殺されると新羅は清海鎮の殘党を追捕する使節を派遣しており、崔暈は新羅の追捕の手から逃れるため漣水県に身を隠していたのだろう。清海鎮につながる者を住まわせることは、張保臯をめぐる新羅の混乱の波及をまねく危険がある。それにもかかわらず、漣水県「新羅坊」は崔暈を受け入れているのである。そこには、何らかの特別な結びつきがあつたと考えることができるだろう。私は、泗州漣水県の「新羅坊」と清海鎮の関係について、両地の間人的な交流を通した結びつきが存在したと考える。

#### 四、清海鎮と泗州漣水県「新羅坊」を結ぶ人的交流について

九世紀前半は唐や新羅の求心力の低下により地方への統制力が弛緩する時代であり、社会の混乱を背景として多くの人の移動が起こっていた。『三国史記』新羅本紀には、八一六年に一七〇人の困窮した新羅人が食料をもとめて浙

青海鎮大使張保臯と在唐新羅人居留地の關係について——泗州漣水県を中心に——（萩原）

東へと渡っていったことが記されており、また同時期に日本へも多くの新羅人が来着している<sup>①</sup>。この時代には、多くの新羅人たちが糧をもとめて活発に移動していたのである。そしておそらく、その移動は一方的なものではなく、時に応じた双方向的なものであったと思われる。それを示唆するのは、唐の杜牧（八〇三〜八五八）によって記された『樊川文集』張保臯鄭年伝の記述である。

新羅人張保臯鄭年者自其国来徐州為軍中小將。保臯年三十年少十歲兄呼保臯。俱善後鬪戰騎而揮槍其本国與徐州無有能敵者。（中略）後保臯歸新羅謁其王曰、遍中国以新羅人為奴婢、願得鎮清海。新羅海路之要。使賊不得掠人西去。其王与万人如其請。自大和後海上無鬻新羅人者。保臯既貴於其国。年錯寔去職餓寒在泗之漣水県。一日言於漣水戍將馮元規曰。年欲東歸。乞食於張保臯。元規曰。爾与保臯所挾何如。奈何去取死其手。年曰。餓寒死不如兵死快。况死故鄉邪。年遂去至謁保臯。保臯飲之極飲。飲未卒。其国使至大臣殺其王。国乱無主。保臯遂分兵五千人与年。持年泣曰。非子不能平禍難。年至其国誅反者立王。以報。王遂徵保臯為相。以年代保臯。

『樊川文集』卷六、張保臯鄭年伝

『樊川文集』張保臯鄭年伝は、張保臯の来歴を記した貴

重な史料でありよく知られたものであるが、あらためてその内容に注目したい。記事によれば、張保臯と鄭年は新羅から唐の徐州に来て「軍中小將」になったとある。『旧唐書』地理志には、「武寧軍節度使は徐・泗・濠・宿の泗州を管掌する」とあり、張保臯と鄭年は武寧軍節度使のもとで職についたとみられる。その後、張保臯は新羅へと帰国し海賊の鎮圧を訴えて清海鎮大使となる。一方、武寧軍節度使で職を失った鄭年は、飢えと寒さに苦しみながら「泗之漣水県」にあり、新羅に帰りすずに清海鎮大使となっていた張保臯の下へ身を寄せる。そして、鄭年は張保臯のもとで新羅の内乱の平定に功績をあげる。鄭年が功績をあげた内乱について、『三国史記』新羅本紀閔哀王元（八三八）年条は鄭年が張保臯による神武王擁立の戦争に参戦したことを記している。すなわち、

二月。金陽募集兵士。入清海鎮謁祐徵阿飡。祐徵在清海鎮。聞金明篡位。謂鎮大使弓福曰。金明弑君自立。利弘枉殺君父。不可共戴天也。願仗將軍之兵。以報君父之讎。弓福曰。古人有言。見義不為無勇。吾雖庸劣。唯命是從。遂分兵五千人。与其友鄭年曰。非子不能平禍乱。冬十二月。金陽為平東將軍。与閻長、張弁、鄭年、駱金、張建榮、李順行統軍。至武州鐵冶県。王使大監金敏周出軍迎戰。遣駱金、李順行。以馬軍三千突

撃。殺傷殆盡。

『三國史記』卷一〇、新羅本紀閔哀王元(八三八)年条とあつて、新羅の興德王死後の王位継承戦争に敗れて清海鎮へと逃れていた祐徵は、八三八年二月に金明による王位篡奪の報せを聞くと張保阜に拳兵を要請している。張保阜は要請を承諾すると鄭年に五〇〇〇の兵を分けており、一二月には金陽を平東將軍として鄭年を含む將を率いさせ武州に出兵している。この後、翌年閏正月には閔哀王を倒し、祐徵が新羅の王位につき神武王となる。

蒲生京子氏は、張保阜と鄭年が新羅へと帰国する契機として節度使の銷兵政策があつたことを指摘されている。節度使の經費節減を目的として長慶元(八二一)年に唐朝によつて出された銷兵の密詔は、憲宗即位以降の唐朝の強藩に対する鎮圧活動が兵員の増加を促して江淮諸鎮の經濟的負担となつていたことを踏まえ、毎年若干程度ずつ兵員を削減するというものであり、その影響が武寧軍節度使にも及んで張保阜や鄭年の帰国の契機となつたと推測するのである。

すでに触れているように、九世紀初頭には新羅における飢饉や地方政治の乱れから多くの新羅人が唐へ渡つていったと考えられており、張保阜や鄭年のように唐に渡つて節度使の下で職にありつくものも多かつただろう。その一方

で、唐で職を失い新羅へと帰国する例もあつたわけである。

唐や新羅における地方の混乱は新羅人の流動性を生み出し、黄海をまたいで双方方向の交流が行われたのである。鄭年の例のように職を失つた在唐新羅人たちは糧を求めて張保阜の清海鎮に積極的に関わつていったのではないだろうか。特に『樊川文集』に「泗之漣水県」とあることに注目すれば、泗州は張保阜が所属した武寧軍節度使の管掌であり、漣水県の「新羅坊」と清海鎮との人的な交流は清海鎮設置の当初からなされていたと推測される。先に挙げた崔暈と泗州漣水県の「新羅坊」との間にかがわれる結びつきについても、継続的な人的交流が背景にあつたといえるだろう。

張保阜の清海鎮は、神武王を擁立した戦争において大きな戦力となつているが、張保阜はなぜこれだけの軍事力を持ち得たのかという問題がある。『樊川文集』は、張保阜による清海鎮の設置に当たつて新羅王が「万人」を与えたと記しているが、それが実数を表しているともみることには難しく、また莞島周辺の新羅人を統制下に置いたと考えても清海鎮の軍事力を説明するには不足であるように思われる。そこで、清海鎮と漣水県「新羅坊」との間にかがわれるような人的交流が清海鎮の軍事的な台頭にも影響を与えたともみることが可能ではないだろうか。張保阜が節度使

清海鎮大使張保臯と在唐新羅人居留地の関係について——泗州漣水県を中心に——（萩原）

の鎧兵政策によって職を追われた人々を自身の勢力に取り込んでいったと考えれば、清海鎮が強力な軍勢力を持ち得たことについても説明がつくように思われる。

## 五、節度使と新羅人居留地の関係について

一方で他の新羅人居留地の例をみれば、新羅人居留地は節度使との間にも関係を築いていた。それは、新羅人居留地の管理者のなかに節度使の官職についている者がみられることからうかがうことができる。まず、山東の新羅人居留地について確認すると、『行記』開成四（八三九）年六月七日条には、張保臯が建立した赤山法花院の管理者として「押衙張詠」の名がみえる。この張詠は、『行記』会昌五（八四五）年八月二七日条には「平盧軍節度同十將兼登州諸軍事押衙張詠」とあり、節度使の下で官職につき文登県の在唐新羅人を管理する立場にあった。

七日。午時。乾風吹。挙帆進行。未申之際、到赤山東辺泊船。乾風大切。其赤山純是巖石高秀処。即文登県清寧郷赤山村。山裏有寺。名赤山法花院。本張宝高初所建也。長有莊田、以充粥飯。其莊田一年得五百石米。冬夏講説。冬誦法花經。夏講八卷金光明經。長年講之。南北有巖岑、水通院庭。從西而東流。東方望海。遠開

南西。北方連峯作壁。但坤隅斜下耳。当今新羅通事押衙張詠及林大使、王訓等專勾当。

〔『行記』卷二、開成四（八三九）年六月七日条〕

廿七日。到勾当新羅所。勅平盧軍節度同十將兼登州諸軍事押衙張詠、勾当文登県界新羅人戸。到宅相見。便識歡喜、存問慇懃。

〔『行記』卷四、会昌五（八四五）年八月二七日条〕

また、楚州の「新羅坊」については『行記』会昌五（八四五）年七月三日条に「惣管当州同十將薛」とあり、楚州の「新羅坊」の惣管として当州同十將薛（薛詮）の名がみえる。

經高郵宝応両県、七月三日得到楚州。先入新羅坊、見惣管当州同十將薛、新羅訳語劉慎言。相接、存問慇懃。

〔『行記』卷四、会昌五（八四五）年七月三日条〕

張詠の「平盧軍節度同十將兼登州諸軍事押衙」や薛詮の「当州同十將」の肩書きが持つ意味について考える際に参考となるのが、同時期に活動した唐商である徐公直という人物の肩書である。徐公直は「蘇州衙前散將」・「婺州衙前散將」・「衙前同十將」・「蘇州押衙」といった肩書を持っていたことが知られる。石井正敏氏は、節度使がすでに有名無実な名譽職となっていた「衙前將校」の官職を商人にあたえ貿易を行わせていた事例があることを踏まえ、唐商

の徐公直が大商人として蘇州の鎮海軍節度使のもとに貿易活動を行っていた可能性があることを指摘されている。<sup>15</sup>徐公直の「衙前同十將」と登州の張詠や楚州の薛詮の肩書に含まれる「同十將」というのが同様の官職を指しているとすれば、張詠や薛詮は節度使権力のもとで貿易活動を行った可能性が高い。ただし、張詠や薛詮の場合は在唐新羅人の管理という実務にあたっていることから、徐公直の場合と単純に比較することはできないが、節度使と新羅人居留地との関係性を考えるうえで、交易の担い手としての在唐新羅人の性格が重要な意味を持っていたことは間違いないだろう。泗州漣水県の「新羅坊」については、惣管の名がわからず、どのような立場の人物であったのかは残念ながら不明であるが、張詠や薛詮の例を踏まえれば節度使権力と結びついていたことは十分に考えられる。

## 六、まとめにかえて

最後に、ここまでの論考を踏まえて私見を述べ、まとめにかえたいと思う。本稿では些細な手がかりから推断を重ねつつも泗州漣水県の「新羅坊」と張保臯との関係を検討し、「新羅坊」と清海鎮との間に継続的な交流が存在したことを推測した。また、山東や楚州の新羅人居留地の

管理者が節度使の官職を帯びていたことを踏まえ、新羅人居留地が節度使権力の下で貿易を展開していた可能性にも触れた。これらの事例は、新羅人居留地が節度使や清海鎮といった自立的な地域権力と密接な関係を築いていたことを示唆する。その意味で、新羅人居留地は地域権力を結びつける結節点としての性格をもっていたといえる。地域権力の結節点としての新羅人居留地の果たした役割は、従来指摘されてきたように主に貿易の要地としてのものであったとみられるが、清海鎮と新羅人居留地との人的交流を踏まえれば、単に貿易の拠点としての側面だけでなく清海鎮の新羅における軍事的な台頭についても重要な役割を果たしていたといえるだろう。張保臯と新羅人居留地の関係性を検討する上では、張保臯の貿易活動ばかりに注目するのはなく、より広い視野をもってあたる必要がある。新羅人居留地のもつ地域権力の結節点としての性格に焦点をあてて検討することは、張保臯と在唐新羅人との関係性をより鮮明にし、張保臯の台頭において新羅人居留地が果たした歴史的役割を多面的に明らかにすることにつながると思われる。本稿では、結果として張保臯と新羅人居留地との関係性の一端を垣間みるにとどまったが、今回の成果をもとにより詳細な検討を進めていきたいと思う。

注

- (1) 岡田正之「慈覺大師の入唐紀行に就いて」『東洋学報』一三、一九二四年。今西龍「慈覺大師入唐求法巡礼行記を讀みて」『新羅史研究』金沢書店、一九三三年。E・O・ライシャワー『世界史上の円仁』田村完智訳、実業之日本社、一九六三年。小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究(一)』(四)『鈴木學術財団、一九六九年。藤間生大『東アジア世界の形成』春秋社、一九七七、など。
- (2) 蒲生京子「新羅末期の張保臯の抬頭と反乱」『朝鮮史研究会論文集』一六、一九七九年。
- (3) 堀敏一「在唐新羅人の活動と日唐交通」『東アジアの中の古代日本』第八章、研文出版、一九九八年。
- (4) 李炳魯「九世紀初期における「環シナ海貿易圏」の考察—張保臯と対日交易を中心として—」『史学年報』、一九九三年、二〇五頁、小野勝年前掲書第一卷、四六六〜四六七頁参照。
- (5) 金文経「円仁と在唐新羅人」『円仁とその時代』高志書院、二〇〇九年、二三六〜二四八頁。
- (6) 崔暈については、『行記』卷二、開成四(八三九)年六月二八日条には「大唐売物使崔兵馬使」とあり、『行記』卷四、会昌五(八四五)年七月九日条では「清海鎮兵馬使」とある。
- (7) 『行記』卷一、開成四(八三九)年六月二八日条。
- (8) 張宝高の暗殺された年については、『三国史記』には文聖王八(八四六)年とあるが、『行記』の記事などと合わせて考えると、『続日本後紀』にある八四一年一月とというのがもっとも信頼できる。李基東「張保臯とその海上王国(下)」

『アジア遊学』二七、二〇〇一年、一四七頁参照。

- (9) 『続日本後紀』卷一、承和九年正月乙巳条
  - (10) 『三国史記』卷一〇、新羅本紀、憲德王十一年条
  - (11) 佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮—来日新羅人の動向をめぐって—」『歴史学研究』二八七、一九六四年参照。
  - (12) 『旧唐書』卷三八、志第一八、地理一。
  - (13) 蒲生京子前掲論文、四九〜五〇頁。
  - (14) 『行記』卷四、会昌七年六月一〇日条に「前愍管薛詮」とある。
  - (15) 石井正敏「九世紀の日本・唐・新羅三国間貿易について」『歴史と地理』三九四、一九八八年、一〇〜一三頁。
- (本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程)